

年税第6号
平成29年4月24日

都道府県医師会
医師国保担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 温泉川 梅代

医師国保組合への加入についての留意事項

この度、4月24日付文書年税5号「保険医療機関等の新規指定時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(周知依頼)」をお送りしておりますが、この際併せて医師国保組合に加入している被保険者に係る適用除外の現在の仕組みを確認するとともに、新規に事業所を立ち上げる場合の公的医療保険制度(医師国保、協会けんぽ等)への加入について確認したところ厚労省担当者より考え方を整理したものが提示されましたので、以下のとおりお知らせをいたします。

< I 健康保険適用除外の対象となる者 >

国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)の被保険者に係る健康保険(協会けんぽ)の適用除外については、従来の取扱いの通り、次の①～④に該当し、国保組合の理事長が認めた上で、年金事務所長の承認が得られた者が健康保険の強制適用の対象外となります。

①[事業所が法人化又は5人以上事業所となる場合]

国民健康保険組合の被保険者である者を使用する個人事業所が法人となる又は5人以上事業所となる等により、健康保険の適用事業所となる日において、現に国民健康保険組合の被保険者である者

②[国保組合の被保険者が新規に事業所を設立する場合]

国民健康保険組合の被保険者である者が法人又は5人以上事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合における当該被保険者

③[①②の事業所に新たに雇われる場合]

①又は②に該当することにより適用除外の承認を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者

④[国保組合被保険者が転職する場合]

国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

< II 新規に事業所を立ち上げるときの考え方 >

新規に医療機関の事業所を立ち上げるときの公的医療保険の加入に関する考え方は次のとおりです。

(1) 従前働いていた医療機関では協会けんぽに加入していた場合

1) 5人未満の個人事業所を設立する場合

協会けんぽの強制適用はありませんので、院長も勤務医も含め全員医師国保組合に加入することができます。

2) 5人以上の個人事業所を設立する場合

事業所には協会けんぽが強制適用され、勤務医も含め従業員は協会けんぽに加入となりますが、院長は事業主で使用する側ですので強制適用の対象とはならず、医師国保組合に加入することができます。

3) 法人の事業所を設立する場合

事業所には協会けんぽが強制適用され、院長も勤務医も含め全員協会けんぽに加入となります。

(2) 従前働いていた医療機関で医師国保組合に加入していた場合

1) 5人未満の個人事業所を設立する場合

本来の国保組合加入ですので、適用除外の手続を行う必要はなく、そのまま医師国保組合に加入することができます。

2) 5人以上の個人事業所を設立する場合・法人の事業所を設立する場合

いずれの形態でも、適用除外の手続を行うことで、継続して医師国保組合に加入することができます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、会員から本件につきお問い合わせがありましたときには、都道府県医師国保組合へご相談いただきますよう、ご周知の程お願い申し上げます。

以 上